

# 令和5年度第4回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和5年11月27日（月）午後2時～午後3時15分
- 2 開催方法 ZoomによるWEB開催
- 3 出席者 62市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

## （1）ワーキンググループの進捗状況について

### <埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 11月に第4回会議を開催し、令和6年度納付金の算定、国への要望について協議した。

## （2）令和6年度国保事業費納付金等の秋の試算について

### <埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、令和6年度国保事業費納付金等の秋の試算について説明。
- ・ 令和5年度は県全体で3.2%、5市町村で前年度と比べて一人当たり保険税必要額が増加する結果となった。令和6年度秋の試算結果は、一人当たり保険税必要額が県全体で127,102円となった。前年度本算定と比べると4.4%、5,385円のプラスとなり、62市町村で増加した。
- ・ 増加要因としては、一人当たり保険給付費額の増、一人当たり後期高齢者支援金等の増加が挙げられる。
- ・ 令和6年度の納付金総額は1,859億円となり、前年度と比べ36億円、約2%の減となった。一人当たりは6,049円、約4.49%の増となっている。
- ・ 令和6年度一人当たり保険税必要額は62市町村で増加した。減少している1市町村は、所得水準が下がったことなどが影響している。
- ・ 令和5年度までの納付金額は、総額で令和2年度に大きく減少していることを除き減少傾向にある一方、一人当たり納付金額及び保険税必要額は、令和2年度を除いて全体的に増加傾向にあった。
- ・ 令和6年度は総額が減少し一人当たりの額は増加したが、過去3年間の増加率の平均と比べるとやや緩やかな増加となった。

### 【質疑・意見交換】

#### <市町村>

- ・ 納付金ベースの統一について、審査支払手数料は県全体の保険税収納必要額に加算するとあるが、令和6年度に審査支払手数料を町で予算計上しなくて良いという意味か。

#### <埼玉県>

- ・ 納付金を算定する上で、市町村ごとに審査支払手数料相当額を加算する形で算定していたものを、今後は県全体で加算する形になるものであり、予算に係る事務の流れに変更はないと考える。

(3) 令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について説明。
- ・ 令和4年度は、保険給付費や後期高齢者支援金の減の影響により前年度から減少した。
- ・ 収支差額の約17億円は、療養給付費等負担金の精算などに伴う国等への返還に充てるため令和5年度に繰り越す。
- ・ 歳入について、構成を大きく分けると、国保事業費納付金、公費（国庫支出金、一般会計繰入金）、前期高齢者交付金の3つある。
- ・ 歳入のその他については、前年度からの繰越金が約79億円のマイナスとなったため、大幅に減少している。
- ・ 歳出について、構成を大きく分けると、保険給付費等交付金、後期高齢者支援金等、介護納付金の3つある。
- ・ 歳出のその他については、前年度の療養給付費等負担金の精算による国への返還金が約53億円のマイナスとなったため、大幅に減少している。

(4) 赤字削減・解消計画の実施状況について

<埼玉県>

- ・ 資料4に基づき、赤字削減・解消計画の実施状況について説明。
- ・ 平成28年度決算の赤字に基づく計画の実施状況について、令和4年度の赤字削減額がマイナス16.6億円となっているが、マイナスの表記は赤字が増加したことを意味している。計画変更は15市町村が行った。
- ・ 平成29年度及び平成30年度決算の赤字に基づく計画の実施状況について、赤字削減額は平成29年度が0.4億円で計画額を達成し、平成30年度が0.6億円で、計画を0.1億円下回っている。計画変更は平成29年度が2市町村、平成30年度が2市町村行っている。
- ・ 県全体としては、計画対象赤字額の67%を削減している。
- ・ 令和4年度の各市町村の削減目標について、12市町村が達成した。また、削減予定額には達していないが、削減予定額の50%以上を削減したところが2市町村、削減予定額の50%に達しなかった市町村が14市町村であった。
- ・ 平成30年度から令和4年度まででみた場合は、18市町村が削減予定額の50%以上削減している。
- ・ 令和4年度に赤字を解消した市町村は2市町村あった。
- ・ 今後、赤字削減の進捗状況に応じ、市町村へのフォローアップを行いたいと考えている。
- ・ 対象とする市町村は、(1)計画開始年度から令和4年度までの削減予定額が50%に達していない市町村、(2)令和4年度の削減予定額が50%に達していない市町村、(3)令和4年度に赤字が増加した市町村とした。これらのいずれかに該当する市町村については、達成できなかった理由などの状況を確認し、今後の取組について必要な助言を行う予定である。

## (5) 国への要望について

### <埼玉県>

- ・ 資料5に基づき、国への要望について説明。
- ・ 国民健康保険制度に係る国への要望は、本県の政府要望をはじめ、全国知事会や九都県市首脳会議など様々な形で行っているが、財政支援の拡充の内容が中心となっている。
- ・ 国への要望については、内閣府の「地方分権改革に関する提案募集」という事業があり、国保制度に係る事務処理の改善提案が可能となっている。
- ・ 制度のメリットは、大きく3つあり、1つ目は地方からの提案のうち9割が実現していること、2つ目は改善のスピードが早いこと、3つ目は実現できない場合でも、その理由が国から示されることである。
- ・ 事務処理の提案は、十分にできていないのではないかと考えている。そこで、毎年のように新たな制度が始まり、国保に係る事務処理が増大している中で、より良い国保制度とするために、この提案募集制度の活用を検討している。
- ・ 市町村から提案内容を募り、県で事務手続きを行いたいと考えており、12月中に市町村への意見照会を行いたい。国保制度の改善に向けて、これまで以上に国に働き掛けていきたいと考えているため、実施の可否や実施方法について御意見を頂きたい。

## (6) その他

### 普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

#### <埼玉県>

- ・ 資料6に基づき、普通交付金の年度末の取扱い・一定額について説明。
- ・ 今年度も市町村の歳入不足が生じないよう昨年度同様に一定額を加えた形で3月中旬以降請求ができるよう事務処理を進めていく予定である。今後、国保中央会から提供されるデータなどを用いて国保連と協議の上、一定額の案を算出し、2月以降に市町村に示して一定額を定めていく。
- ・ 令和4年度の普通交付金は約4,567億円を交付した。一定額については、4月に確定した額と比較して約18億円差が生じている。差額の返還時期は出納整理期間中を予定している。
- ・ 3月現金分の過大交付分の精算、第三者求償や不当利得によって保険給付の対象外となった部分、一部負担金の減免などになった額を合わせて返還額は県全体で約27億円となった。